

萩市スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ競技者と市外のスポーツ競技者の交流促進を図り、本市におけるスポーツ競技者の競技力向上及び地域の活性化に資することを目的に、市内の宿泊施設を利用して合宿を実施する市外のトップスポーツ団体に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 国民体育大会・全日本障がい者大会等の実施種目等に係る競技スポーツをいう。
- (2) スポーツ合宿 市内の宿泊施設・宿泊が可能な研修施設を利用して実施するスポーツに係る合宿をいう。
- (3) トップスポーツ団体 国民体育大会及び各競技団体が主催する全国規模の大会へ出場した者が所属するスポーツ団体又は市長が認める者とする。なお、当該スポーツ団体には、競技者のほか、顧問、監督、コーチ、マネージャー等を含むものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市外のトップスポーツ団体（以下「補助対象団体」という。）がスポーツ合宿を実施する場合であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の宿泊施設（旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けている宿泊施設に限る。）又は社会教育活動のため本市が設置する宿泊研修施設であって、次に掲げる施設以外の施設に宿泊すること。
 - ア 学校教育施設に附随する宿泊施設
 - イ キャンプ場
 - ウ その他補助金の趣旨に合致しないと市長が認める施設
- (2) 当該スポーツ合宿は市内で行うこと。
- (3) 当該スポーツ合宿について、営利を目的とするものでないこと。
- (4) 当該スポーツ合宿は2名以上で実施すること。
- (5) 当該スポーツ合宿について、政治又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

- (6) 市内のスポーツ団体（営利団体を除く）又は地域住民との交流事業を実施すること。
- (7) 補助対象期間は、毎年4月1日～翌年の3月31日までとし、補助対象団体が同一年度で受けられる補助回数は2回を限度とする。

（補助金対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施する際に要する宿泊費とする。

2 補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を開始する日の20日前までに、萩市スポーツ合宿誘致推進補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) スポーツ合宿計画書（別記第2号様式）
- (2) スポーツ合宿参加者名簿（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第8条 市長は、第6条の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、第6条の規定による審査により補助金の交付が適切でないとき、補助金を交付しない旨を当該申請をした補助対象団体に通知するものとする。

(事業の推進)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象団体（以下「実施団体」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助決定事業」という）が、地域活性化に資するように適切に推進しなければならない。

(申請の取り下げ)

第10条 実施団体は、前条第1項の規定による通知を受けた後に補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするときには、変更承認申請書（別記第5号様式）により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助決定事業の変更に係る承認の申請等)

第11条 実施団体は、補助決定事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る申請を変更承認申請書（別記第6号様式）により市長に対して行い、その承認を受けなければならない。

ただし、市長が当該変更を軽微な変更(当該変更による第8条第1項の規定による通知に係る金額の変更の割合が20パーセントを超えないものをいう。)と認めるときは、この限りでない。

2 実施団体は、補助決定事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助決定事業の実施が困難となった時は、遅滞なく、その理由及び当該補助決定事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第12条 実施団体は、補助決定事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えた実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿実績報告書（別記第9号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第7号様式）により、実施団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助決定事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助決定事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを実施団体に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助決定事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第15条 第13条の規定による通知を受けた実施団体は、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の補助金交付請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、実施団体に当該請求額を交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、実施団体に対し 期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(質問、報告、指示等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助決定事業の実施に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第19条 この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象団体	補助金の額 (1人1泊につき)	補助限度額 (1回につき)
トップスポーツ団体	5,500円	200,000円

- 1 同一の補助対象団体に対する補助金の交付は、同一年度内につき2回を限度とする。
- 2 5,500円未満の宿泊施設を利用した場合の補助金の額は、宿泊費の実費とする。